

すぎいち会 規約

第1条（名称）

本会は、「すぎいち会」という。

第2条（目的）

本会は、東京都杉並区立杉並第一小学校児童を支援し、健やかかつ安全に成長することに貢献し、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

2 本会は、「できる人が、できる時に、できる事をする」を信条とする。

第3条（会員資格）

本会の会員は、杉並第一小学校児童の父兄及び卒業生の父兄とする。

第4条（本会への入会及び退会）

本会への入会は、第3条会員資格を満たす限り、本会に対して、いつでも入会、退会の意思表示を示すことで入会、退会できる。

第5条（役員等）

本会は役員として、会長1名、副会長若干名、書記2名、会計2名をおくこととする。副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は代理する。

2 役員は、任期を1年とし、会員の互選で決める。また再任を妨げない。

3 本会の会費は、当面これを徴収しない。

第6条（定例会）

定例会（会合）は、随時会長が招集し、会長が議長を務める。

2 定例会は、会員5名以上の出席があった場合、成立するものとする。

3 定例会は、出席者の過半数をもって、決議は成立するものとする。

第7条（本会の公式行事）

本会公式行事は、キャンペーンすぎいち、すぎいちもちつき大会、すぎいちファミリースキーとする。

2 公式行事は、定例会の決議において、公式行事の開催を決める。

3 定例会決議によって、公式行事以外の行事の開催を決めることを妨げない。

第8条（会計監査）

会計は、定例会において会計報告をし、定例会による監査及び承認を受けなければならない。

第9条（規約の改正）

本規約の改正は、定例会の決議によって随時行うことができる。

附則 本規約は、平成19年4月1日より施行されるものとする。

平成23年5月14日改正

平成26年4月16日改正